

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十一年二月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月一日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 哲 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 さいたま鴻巣線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>七二三番一地先まで</p>	<p>鴻巣市大字原馬室字鉄砲宿三六四五番 三 地先から同市大字原馬室字鉄砲宿三</p>	<p>区 間</p>
<p>一〇・三二〇一三・七四</p>	<p>八・六一〇一一・九〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>三九五・三五</p>		<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>